

ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 〇〇 〇〇

## ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、基金設置法人が、国からの補助金を受けて基金を造成し、当該基金を活用して、ALPS処理水海洋放出の影響のある漁業者に対して、売上高向上又は基本コスト削減により持続可能な漁業継続を実現するために、当該漁業者が創意工夫を凝らして取り組む事業への支援を行うことにより、長期に亘るALPS処理水海洋放出の影響を乗り越え、漁業者の創意工夫によって、持続可能な漁業継続を実現することを目的とする。

### (交付先)

第3条 この補助金は、経済産業大臣（以下「大臣」という。）が基金設置法人に対し、その申請に基づいて交付する。

### (交付の対象)

第4条 この補助金は、基金設置法人が、大臣が別途定める「ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める事業（以下「基金事業」という。）を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。

### (交付額)

第5条 この補助金の交付額は、定額とする。

### (申請手続)

第6条 この補助金の申請は、交付申請書（様式第1号）を別途指示する日までに大臣に提出して

行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第7条 基金設置法人は、前条の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく変更の交付申請、第11条第2号の規定に基づく報告、第12条の規定に基づく申請の取下げ、第13条の規定に基づく支払請求、第14条の規定に基づく実績報告又は第18条第1項の規定に基づく中止若しくは廃止の申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行わなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第10条の規定に基づく通知、第11条の規定に基づく指示若しくは承認、第15条の規定に基づく通知、第16条第1項の規定に基づく返還命令、同条第2項の規定に基づく納付命令、第18条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更又は同条第2項の規定に基づく返還命令について、当該通知等を補助金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(変更申請手続)

第9条 この補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第2号）を速やかに大臣に提出して行うものとする。

(交付の決定までの標準的期間及び通知)

第10条 大臣は、第6条及び前条の規定による申請書の提出があった場合には、申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に、当該申請書の内容を審査し、交付の決定（変更の決定を含む。以下同じ。）を行い、交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 基金設置法人は、補助金の交付を受けて基金を造成するものとする。また、この補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- 一 基金の設置後、速やかに、基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として、実施要領第2の2. 及び第4の4. (2)に定める事項について公表しなければならない。
- 二 基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額及び基金事業の実施状況報告について、実施要領第2の9. に定める事項について大臣に報告しなければならない。
- 三 基金の額が基金事業の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したこと、基金を継続する必要性が認められなくなったこと等その他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。
- 四 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 五 交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- 六 交付対象事業の遂行及び支出状況並びに基金設置法人により行う実施要領に定める事業について大臣から報告を求められた場合には、速やかにその状況について記載した書面を作成し、大臣に提出しなければならない。

七 交付対象事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第4号）を作成し、これを交付対象事業の完了した日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

八 基金の経理について、他の基金事業の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 第10条の規定による通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

（補助金の請求）

第13条 第10条の規定による通知を受け、かつ、前条の規定による申請の取下げを行わない場合には、補助金支払請求書（様式第5号）を作成し、大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 この補助金の実績報告は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日（第11条第4号の規定に基づく交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から起算して30日を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第15条 大臣は、前条に基づく報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、基金設置法人に通知するものとする。

2 大臣は、交付対象事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、前項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引（請負先、委託先以降も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、基金設置法人は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

（補助金の返還）

第16条 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

2 前項又は第18条第2項に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（是正のための措置）

第17条 大臣は、交付対象事業又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを基金設置法人に命ずることができる。

（交付決定の取消し等）

第18条 大臣は、交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止する申請があった場

合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 基金設置法人が、適正化法、施行令その他の法令若しくは本交付要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示等に違反した場合
  - 二 基金設置法人が、補助金を実施要領に定める以外の用途に使用した場合
  - 三 基金設置法人が、交付対象事業又は実施要領に定める基金事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
  - 四 前三号に規定する場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部を国庫に返還することを命ずるものとする。

#### (情報管理及び秘密保持)

第19条 基金設置法人は、交付対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、交付対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち民間団体等その他の第三者の秘密情報（民間団体等が取得した事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示し、公表し、又は漏えいしてはならない。

- 2 基金設置法人は、交付対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。基金設置法人又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も基金設置法人による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は交付対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

#### (暴力団排除に関する誓約)

第20条 基金設置法人は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

#### (その他)

第21条 特別の事情により、第6条、第9条、第12条及び第14条に規定する手続によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、交付対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1号)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

申請者 住 所  
法人名  
代表者名

ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金  
交付申請書

ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為（写し）
- (2) 直近2年間の事業報告書及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）
- (3) 基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした書類
- (4) 申請者の役員等名簿



(様式第2号)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所  
法人名  
代表者名

ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金  
変更交付申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けたALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金について、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 補助金 追加交付 申請額 金 円  
一部取消し  
(変更後交付申請額 金 円)
2. 変更を受けようとする理由
3. 添付書類  
基金管理状況を示した書類

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

法人名

代表者名 宛て

経済産業大臣 名

ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金  
交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありましたALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金交付要綱（令和 . . . 財経第 号。以下「交付要綱」という。）第4条に定める事業とします。
2. 補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更される場合は、別に通知するところによるものとします。  
  
補 助 金 の 額 金 円
3. この補助金は、交付要綱第11条に掲げる事項を条件として交付するものとします。
4. 事業に係る交付実績は、交付要綱第14条に規定するところにより行わなければなりません。
5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とします。

責任者：〇〇〇 〇〇〇 〇〇

担当者：〇〇、〇〇

電話：03-3501-1511(内線〇〇)

03-3501-〇〇 (直通)

(様式第4号)

ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金交付調書

法人名 \_\_\_\_\_

(単位：円)

国		法人								備考
歳出予算科目	交付決定額	歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額	

(注1) 「法人」の欄の「科目」欄は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出に当たつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

(注2) 「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

(様式第5号)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所  
法人名  
代表名

ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金  
支払請求書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けたALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金について、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金額	金 円	
2. 受取人 (口座名義)	フリガナ	
	住 所	(〒 - )
	フリガナ	
	氏 名	
3. 振込先金融機関 及び支店名	銀 行 信用金庫 支店 そ の 他 (その他: )	
4. 預金種別	当座預金	普通預金
5. 口座番号		

- (注) 1. 口座名義は申請者の住所及び法人名と同一とすること。  
2. 上記2. 以下の各欄は、通帳を確認の上、通帳の記載どおり確実に記入すること。  
3. 上記3. は、金融機関名を記入の上、銀行・信用金庫・その他のいずれかに○を付けること。  
なお、その他の場合にあつては、金融機関名(例: ○○市農業協同組合)を記入すること。  
4. 上記4. は、当座預金・普通預金のいずれかに○を付けること。

(様式第6号)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所  
法人名  
代表名

ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金  
実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けたALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金について、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援事業費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金精算額 金 円

A 交付決定額	円
B 交付受入済額	円
C 差引過不足額 (A-B)	円

2. 添付書類

基金の払込み・保有の状況が分かる書類